また、提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合は、同じく、本人側に対する提供とみなし、確認・記録義務は適用されない。

【本人と一体と評価できる関係にある者に提供する事例】

事例）金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合

【提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して提供を行う事例】

事例）振込依頼人の法人が、受取人の口座に振り込むため、個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合

⑷　「提供」行為の考え方

不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。

例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報などが該当する。他方、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報などについては、ここでの整理は当てはまらない。

なお、当初に、個人データを公開に供する行為については、提供者として記録を作成しなければならない（施行規則第13条第１項第１号ロ括弧書。）。

また、いわゆる公開情報であっても、「個人情報」（保護法第２条第１項）に該当するため、保護法第４章第１節のうち、確認・記録義務以外の規定は適用されることには留意する必要がある。

⑸　代行により記録を作成する方法

提供者・受領者のいずれも記録の作成方法・保存期間は同一であることに鑑みて、提供者（又は受領者）は受領者（又は提供者）の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。

（参照条文：保護法25条、施行規則12条から14条まで、通則ガイドライン３－４－５、第三者提供ガイドライン２－２－１－１、２－２－１－２、２－２－１－３、２－２－１－４）

（第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等）

第17条　協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、以下の各号に定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第１項各号又は第14条第６項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
　個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

⑵　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
　個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　協会員は、前項の規定による確認を行ったときは、以下に定める事項に関する記録を都度、速やかに作成しなければならない。

（記録事項）

・　本人の同意に基づく個人データの第三者提供
　⑴　保護法第23条第１項又は保護法第24条の本人の同意を得ている旨
　⑵　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
　⑶　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
　⑷　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
　⑸　当該個人データの項目

・　オプトアウトによる個人データの第三者提供
　⑴　当該個人データを受けた年月日
　⑵　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
　⑶　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
　⑷　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
　⑸　当該個人データの項目
　⑹　個人情報保護委員会により公表されている旨

３　前項にかかわらず、協会員が一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

４　第２項にかかわらず、協会員が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データについて他の事業者から提供を受ける場合は、当該提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

５　協会員は、前三項に基づき作成した記録を、以下の各号の規定に基づく期間、保存しなければならない。

⑴　第４項に規定する方法により記録を作成した場合
　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第３項に規定する方法により記録を作成した場合
　最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合
　３年

（解説）

⑴　確認方法の事例

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例１）口頭で申告を受ける方法

事例２）所定の申込書等に記載をさせた上で、当該申込書等の提出を受け入れる方法

事例３）本人確認書類の写しの送付を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例１）登記されている事項を確認する方法（受領者が自ら登記事項証明書・登記情報提供サービスで当該第三者の名称・住所・代表者の氏名を確認する方法）

事例２）法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の提示を受けて、当該法人の名称、住所を確認する方法

事例３）当該第三者が自社のホームページなどで名称、住所、代表者の氏名を公開している場合において、その内容を確認する方法

事例４）信頼性のおける民間のデータ業者のデータベースを確認する方法

事例５）上場会社等の有価証券報告書等を確認する方法

⑵　取得経緯の確認

【適切な方法に該当する事例】

事例１）提供者が別の者から個人データを買い取っている場合には売買契約書などを確認する方法